

特定非営利活動法人 岐阜後見センター 評価機関運営（事業内容）に関する規程

（目的）

第1条 特定非営利活動法人 岐阜後見センター評価機関（以下「本センター」という。）は、福祉サービス利用者の適切なサービス選択に資するため、福祉サービスの質の向上を高めることを目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

（所在地）

第2条 本センターの事務局を 岐阜市平和通2丁目8番地7に置く。

（評価対象事業）

第3条 本センターは、全分野の全施設（サービス）の第三者評価事業を実施する。

（評価調査者）

第4条 本センターには、3名以上の評価調査者を置く。
2 所属する評価調査者は、別紙評価調査者一覧表に記載するものとする。

（事業責任者）

第5条 本センターに事業責任者1名を置く。

（事務員）

第6条 本センターに事務局を置き、会計責任を担う事務員1名以上を置く。

（苦情対応責任者）

第7条 本センターに、苦情対応責任者1名、苦情対応担当者1名を置く。

（評価方針）

第8条 本センターは、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。
また、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

（研修）

第9条 本センターは、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

（情報の管理）

第10条 本センターは、別に定める守秘義務に関する規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、利用者等並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。